終了時評価調査結果要約表

I.　案件の概要	
国名：ミクロネシア連邦	案件名：ミクロネシア漁業訓練計画
分野：水　産	援助形態：プロジェクト方式技術協力
所管部署：森林・自然環境協力部水産環境協力課	評価時協力金額：　4億円
協力期間： 2000年8月1日～2003年7月31日 （R／D）2000年3月2日	先方関係機関：ミクロネシア短期大学（COM） ミクロネシア漁業・海事専門学校（FMI） 日本側協力機関：農林水産省（水産庁）

1.　協力の背景と概要

ミクロネシア連邦は1986年の独立以降、米国との自由連合協定によりコンパクトマネーと呼ばれる資金援助を受けている。現在、同国政府の財政収入のうち、コンパクトマネーの占める割合は、およそ7割に達しているが、米国との協定が2001年には終了となるため、国家として自立を図るためにも米国からの資金援助に変わる代替財源を確保することが急務となっている（※現在コンパクトマネーIIとして継続されることが決定されている）。広大な海域に散在する小さな島々からなる同国は、もともと天然資源に乏しく、島嶼国という地理的な条件からも産業の育成が困難な状況にあり、水産業は現実的な発展可能性を有した数少ない産業分野の一つであるといえる。同国政府は、水産業育成の重要性を早くから認識しており、漁業公社を設立するなど商業漁業（特にマグロ漁業）の振興に力を注いでいる。しかしながら、現在同国におけるマグロ漁業は入漁方式による外国船の操業が中心であり、自立的なマグロ漁船の運用（乗組員の自国民化）は遅々として進んでいない状況にある。こうした背景のなかで、ミクロネシア連邦は、自国の漁業訓練機関のレベルの底上げを図り、ミクロネシア人の雇用を促進するため、漁業訓練に関するプロジェクト方式技術協力を要請してきた。これを受けて、当事業団は本協力を実施することとし、2000年8月から3年間の協力を開始している。

2.　協力内容

（1）上位目標

水産分野の人材が育成される。

（2）プロジェクト目標

ミクロネシア漁業・海事専門学校（FMI）の漁業・航海・漁船機関分野の訓練システムが整備される。

（3）成　果

1)FMIの訓練資機材が整備される。
2)FMIのカリキュラムが整備される。
3)FMIの訓練資材が整備される。
4)FMIの教官が育成される。
5)FMIの運営体制が確立される。

（4）終了時評価時点での投入

日本側：

長期専門家派遣	4名	機材供与	1億700万円
短期専門家派遣	7名	現地業務費	2,400万円
研修員受入れ	8名		

相手国側：

カウンターパート配置	12名
土地・施設提供	ミクロネシア漁業・海事専門学校訓練施設
ローカルコスト負担	2億300万円

II.　終了時評価調査団の概要				
調査者	（1）日本側			
	・総括／団長	須藤	和男	国際協力事業団森林・自然環境協力部計画課課長
	・漁業・航海	乾	栄一	元 水産大学校耕洋丸船長
	・水産行政	山本	竜太郎	水産庁 漁港漁場整備部計画課課長補佐
	・計画評価	小林	龍太郎	国際協力事業団森林・自然環境協力部 水産環境協力課職員
	・評価分析	土居	正典	インテムコンサルティング株式会社
	（2）ミクロネシア連邦側			
	・Mr.Sebastian Anefal			Secretary the Department of Economic Affairs

	・Mr.Lorin Robert	Deputy Secretary The Department of Foreign Affairs	
	・Mr.Weiner Haddley	Assistant Secretary The Department of Transportation Communication & Infrastructure	
	・Mr. Joe Habuchimai	Lieutenant Governor Yap State	
	・Mr. Valentin Martinn	Marine Resources Conservation and Management Officer The Department of Economic and Affairs	
	・Dr. Michael Tatum	President College of Micronesia-Federated States of Micronesia	
調査期間	2003年1月28日～2月14日	調査種類：終了時評価	

III. 終了時評価結果の概要

1. 評価結果の要約

（1）妥当性

ミクロネシア連邦の水産政策は、水産分野における人的資源開発の方向性を示しており、本プロジェクトの上位目標は同国政府の方針と一致している。また、同国政府が国内法として制定しているSTCW条約98の船員訓練システムの確立という目標と一致している。

ミクロネシア漁業・海事専門学校は国内で唯一の海事分野訓練機関であり、国家漁業政策の実現に貢献することが期待されている。ミクロネシア連邦に対するJICAの協力計画において、漁業及び海事分野の開発には高い優先順位が与えられており、本プロジェクトは我が国の協力方針と一致している。カウンターパート（C／P）や漁業・海事分野の関係者は、日本の技術の比較優位を認知している。

以上のような調査結果から、本プロジェクトの妥当性は高いと評価された。

（2）有効性

漁業・海事専門学校の訓練システム開発、C／Pインストラクターの訓練・実習に対する運営能力の向上が適切に行われた。また、開発されたコースカリキュラム、教科書やマニュアル及び訓練機材等が学生に適するものであった。これらを考えると有効性は高い。

本プロジェクトの施設や訓練機材は、一部を除き適切に活用されている。組織の運営面でも、漁業・海事専門学校の努力により、学生や卒業生の乗船履歴取得の機会が増えている。これらから、プロジェクトの活動、成果は有効にその目標達成に結びついていると評価できる。

（3）効率性

日本及び ミクロネシア連邦側双方からの一連の投入は、適切かつ効率的にプロジェクトの成果に結びついている。

各種投入のタイミング、日本でのC／P研修の内容、機材の投入内容とそれをC／Pが活用する能力、専門家の専門性と能力などは適切であったと評価できる。

（4）インパクト

定量的な評価は時期早尚であるが、プロジェクトはある程度まで上位目標の達成に貢献しており、水産分野の人材は育成されつつある。

ヤップ州の地元漁民を対象とした船外機ワークショップ（2回開催、今後も順次開催を予定）は好評を期し、プラスのインパクトの一つとして評価された。また、漁業・海事専門学校の消火訓練施設を用いて実施された2002年8月のミクロネシア連邦－パラオ合同消火救助訓練もプラスのインパクトの一つであった。

一方、環境や地域社会に対する明確なマイナスのインパクトは見られなかった。

（5）自立発展性

漁業・海事専門学校の組織制度的な位置づけは、STCW条約98（国内法）、ミクロネシア連邦政府とミクロネシア短期大学（COM）の覚書などにより確認することができる。また、運営予算も極端な資金不足はなく、漁業・海事専門学校の活動は良好に継続できるものと思われる。

クラス5コースの開催については、C／Pインストラクターの自信不足による多少の不安もみられるが、教育能力は向上している。また、現カウンターパートは全員漁業・海事専門学校で継続して勤務する意志をもっており、今後もインストラクター助手（契約職員）の雇用による人員増強を計画している。

以上より、漁業・海事専門学校は本プロジェクトの終了後も一定の自立発展性を保持していると評価される。

2.　効果発現に貢献した要因

（1）計画内容に関すること

・ミクロネシア連邦の政策等に沿ったプロジェクト計画により、短期間のうちに学校運営が起動に乗った。

・地域漁民のニーズに合ったワークショップの開催により、沿岸漁民の知識・技術が向上した。

（2）実施プロセスに関すること

・生徒の能力に合わせたコース設定を行った結果、退学者も少なく、卒業生は着実な能力を身につけることができるようになった。

3.　問題点及び問題を引き起こした要因

（1）計画内容に関すること

・計画当初、対象を漁業従事者とするか船舶船員とするかがあいまいであったことにより、プロジェクト関係者に認識の齟齬が生じた。

（2）実施プロセスに関すること

・担当本部とプロジェクトの連絡調整の不足により、プロジェクト関係者に認識の齟齬が生じた。

・台風による練習船の破損により、船を使った実習カリキュラムの設定に苦労した。

4.　結　論

2000年のプロジェクト開始から、カウンターパートによる初等船舶安全訓練（ESS）／基礎船舶安全訓練（BSS）（安全航海のためのコース）、クラス6（クラス5前段階のコース）及び汎用船員のための授業（MPR）（既存船員を対象としたコース）の質は着実に進歩した。一方、プロジェクト目標を十分に達成させるためには、2003年7月のプロジェクト終了までに、クラス5開講に対しての一層の努力が必要である。

地域漁民に対する講習会は上述のコースの一部として行われた。この講習会はカウンターパートの教育能力を向上させることのみならず、漁民への能力向上に大きく貢献した。この結果は、水産分野の人材育成といった面でプロジェクトのプラスのインパクトとしてとらえられた。

5.　提　言

（1）2003年7月のプロジェクト終了まで、クラス5の訓練カリキュラム及び教材の作成に対して、一層の努力が望まれる。この作業を通じて、漁業・海事専門学校のカウンターパートに、クラス5の授業を行うにあたっての自信がつくものと考えられる。

（2）プロジェクト目標は期間内にほぼ達成されると思われるが、漁業・海事専門学校が水産分野の人材育成に一層貢献するためには、さらに漁業分野、及びクラス5に対する技術協力の実施が望まれる。

（3）各種、訓練コース運営に必要な予算を得るために漁業・海事専門学校とミクロネシア短期大学は一層努力する必要がある。また、両機関は漁業・海事専門学校の円滑な予算執行のために、効率的な手続きを確立する必要がある。

（4）現地漁民へ船外機、漁業／航海の講習会は、漁民の技術的ニーズに合致しており、非常に有効な活動である。これらの講習を定期的に行うことが望ましい。

（5）ミクロネシア連邦STCW条約98にのっとった海技免状の発給システムが早急に整備されることが望ましい。

（6）正規の船員として登録されるためには、一定期間、乗船実習を行う必要がある。乗船実習を行うために適切な船舶を常に確保する必要がある。

（7）訓練資機材を適切に管理するためには、管理帳簿を作成し、責任者を明確にする必要がある。

6.　教　訓

（1）本プロジェクトでは計画時点から、漁船員（漁師）養成、一般船舶船員（航海士）養成のどちらを重点的に行うかがあいまいであった。両者に対する投入は共通する部分もあるが、相違点も大きい。

プロジェクトでは双方の養成を対象として活動してきたが、結果、活動の詳細に関する日本の支援体制側とプロジェクト側との間での共通認識を得るのに時間を要した。

どちらを対象にするべきかに関してはプロジェクト開始前に明確にするべきであった。

（2）上述の内容も含め、重要な連絡が関係者に伝わっていないという事実が散見された。プロジェクト、事務所及び本部間の連絡体制、本部と国内支援委員会との連絡体制を強化するべきであった。

（3）当プロジェクトによって作成された、船員養成のための教科書、指導要領等はSTCW条約に即して作られたということもあり、類似分野の協力においても汎用性が高いと考えられる。したがって、これらをJICA内各スキームで有効活用することが望ましい。